

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成26年3月5日（水）午後2時20分～午後4時30分  
場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）  
出席者 司会者 青柳 勤（新潟地方裁判所長）  
法曹出席者 藤井俊郎（新潟地方裁判所刑事部総括判事）  
河原克巳（新潟地方検察庁三席検事）  
古泉伸彦（新潟地方検察庁検事）  
山田晶久（新潟県弁護士会刑事弁護副委員長）  
鈴木麻理絵（新潟県弁護士会刑事弁護委員）  
裁判員等経験者 4人  
報道機関出席者（6人）  
新潟日報  
産経新聞  
朝日新聞  
NHK  
読売新聞  
共同通信

### 第1 自己紹介等

司会者（青柳所長）

新潟地裁所長の青柳と申します。本日の司会を務めさせていただきますが、よろしくお願ひします。前回は弁護士から自己紹介をしていただきましたが、今回は、検察官、弁護士、裁判官の順に簡潔に自己紹介をお願いします。それぞれの立場と今まで何件くらいの裁判員裁判を担当されたかに触れていただければと思います。それでは、河原検事からどうぞ。

河原検事

新潟地検で三席検事をしております河原と申します。これまで裁判員裁判は1件経験したことがあります。よろしくお願ひします。

古泉検事

新潟地検で公判担当をしております古泉と申します。これまで裁判員裁判は10件くらい経験しましたが、新潟に来てからは2件です。よろしくお願ひします。

山田弁護士

新潟県弁護士会の山田です。私はこれまで裁判員裁判は4件担当しました。どうぞよろしくお願ひします。

鈴木弁護士

新潟県弁護士会の鈴木と申します。これまで裁判員裁判は1件担当しました。よろしくお願ひします。

藤井判事

新潟地裁刑事部裁判官の藤井です。平成23年4月から3年間、新潟地裁で32件裁

判長として裁判員裁判に関与しました。どうかよろしく申し上げます。

司会者

続いて裁判員経験者及び補充裁判員経験者の方にお願ひします。自己紹介に代えて、質問をしていく便宜上、担当した事件の罪名、その事件が自白事件だったか争いがある事件だったか、裁判員裁判に参加したのがいつごろであったかについてお伺ひしたいと思ひます。では、1番の方からお願ひします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員等経験者を単に「1番」などと表記する。）

私が参加させていただいた裁判員裁判の被告人は、最初はスーパーに陳列されているスカートを手引したところから始まって、そのうちにはいるスカートがほしいということで2度傷害事件を起こしております。

司会者

スカートほしさということだと思ひますが、担当した事件名は何でしたか。

1番

強盗致傷、強盗未遂、住居侵入です。

司会者

自白事件でしたか、否認事件でしたか。

1番

自白です。

司会者

いつくらいにこの事件の審理に参加されましたか。

1番

平成25年の3月ですね。

司会者

次に2番の方にお伺ひします。

2番

平成25年9月9日判決宣告です。強制わいせつ致傷、強制わいせつ未遂、強制わいせつ被告事件でした。9月5日から参加させていただきました。自白事件でした。

司会者

次に3番の方に伺ひます。

3番

内容は強制わいせつ致傷、強姦という内容で、強制わいせつ致傷については認めていましたが、強姦に関しては争いがありました。期日は、去年の12月です。

司会者

争いがあったということですが、その争いの内容はどのようなものでしたか。

3番

自分は犯人ではない、ほかの者が何らかの形で関与したのではないかという争いになりました。

司会者

自分が犯人ではないという事件ですから、かなり本格的な事件ですね。

3番

そうですね。日数もその分かかりましたし、証拠に関しても DNA 鑑定だけだったというところで、それをより確実なものにするために裁判員、裁判官の方とかなり協議しました。

司会者

4 番の方は、補充裁判員として参加されたわけですね。

4 番

そうです。

司会者

その上で、関与した事件の罪名、自白事件か争いがあった事件か、紹介していただけますか。

4 番

私の場合は 3 番の方と同じ裁判に参加したんですけど、1 番、2 番、3 番の方は裁判員として最初から最後まで、評決に至るまで裁判したと思うんですけど、私は一連の裁判や評議などには参加することができましたが、最終的な評決だけには参加できませんでした。先ほど 3 番の方が言っていましたように、本人は無罪ということで主張していたわけなんですけど、最終的な決め手は DNA 鑑定の一本だけだったんですけど、全体的に見て、無罪を主張しているものの内容的に争点が弱かったんじゃないかなと、私が強姦罪の裁判を通じて感じた点です。よろしくお願いします。

司会者

また事件の内容等については、後ほど聞く機会があるかと思いますが、今は自己紹介の代わりに、担当した事件名、自白事件か争いがある事件かをお聞きしました。

## 第 2 裁判員等を経験しての感想

司会者

続きまして意見交換の中身に入っていくわけですが、最初に裁判員等を経験しての感想についてお聞きしたいと思います。この制度は平成 21 年 5 月にスタートしましたが、新潟県においても高い県民意識に支えられて順調に運営されてきたと思います。今後も、多くの県民の皆さんに参加していただいて、この制度を揺るぎないものとして定着させていく必要があると考えています。21 年 5 月にスタートして随分時間が経ったというふうにも思いますけれども、英米では数百年、フランス革命から数えたとしても 200 年とか非常に長い伝統がある制度です。ですから、この制度が揺るぎないものとして定着していくためには、今後も多くの県民の皆さんに積極的にこの制度に参加していただく必要があると考えております。その意味で、裁判員や補充裁判員を経験しての感想について、参加する前の最初の気持ちはどうであったか、職業がある方は職場の理解はどうであったか、審理の途中はどんな気持ちだったか、判決が終わった後の感想、充実感などはどうであったかなどについて具体的に述べていただきたいと思います。これから参加する県民の皆さんに語りかけるような気持ちで述べていただけるとありがたいと思います。では、1 番の方からお願いします。

1 番

裁判員裁判の制度がテレビで報道されたりして初めて知ったときは、そういう制度が

始まったのかということで、あまり興味はなかったんですが、裁判員裁判の対象者として120万人くらい県民の方がいらっしゃる中でまさか6人の中に選ばれる、宝くじにも当たったことがないのにとあって、当たって参加できたことを名誉に、光栄に思っています。できる限り皆さんには、めったにできることではないので参加してみたらいかがでしょうか。

司会者

実際に審理に参加して、あるいは裁判官と評議して、その上での具体的な感想はないですか。

1 番

私が思うには、法の範囲で大体の刑は決まっているということなんですが、私から思うと、1回、2回同じ犯罪を犯す人はそういうことを趣味、特技としているんじゃないかということで、法の範囲を超えたもっと別な罰を与えるような改正をしていただきたいなと思っています。

司会者

裁判官と初めて意見交換をして、一つの判決というものを仕上げていったと思うんですが、その点について充実感とか達成感とか何か感想はありますか。

1 番

やっぱりこれに参加させていただいて、充実はしていましたね。参加させてもらって良かったと思います。

司会者

最初は不安だったのではないですか。

1 番

不安ですね。

司会者

裁判員として審理に参加して以降の話ですけれども、そういう不安というのは、最後まで残りましたか。

1 番

参加させていただいたときからは、参加できて良かったなという気持ちでした。

司会者

最初から前向きな気持ちで審理に参加したということですね。

1 番

はい。

司会者

2 番の方、具体的に最初の気持ち、審理の途中の気持ちや判決が終わった後の感想とか充実感とか、段階を分けてお話ししていただけますか。

2 番

裁判員制度が始まりまして、是非参加したいというふうに思っていました。もしご指名があれば誠心誠意務めようと前から思っていました。実際に宝くじが当たったこともないのに、実際最後まで残ったと、これは誠心誠意やらせていただくということで取り組んだつもりでいます。私が担当させてもらったのは、自白ということで、最終的には

量刑の判断なのかなというふうに思っていましたけど、極悪犯とかではなくて精神的には割と楽だったかなと思います。ただ、わいせつ事件ということで、女性の方もいらっしやいましたけれども、特に女性の裁判員の方には非常に重い案件かなと思いました。裁判の途中は非常に裁判長にリードしていただきまして、順調にいったかなと、私が思っていた量刑と大体同じような判決が出たので、その辺でいいのかなと思いました。被告人本人に関しては、弁護側は執行猶予をつけろということでしたけれども、最終的には実刑になりましたが、実刑としても量刑は低い方だと、本人も納得ではないかなと思います。本人も反省していましたし、親御さんも誠意のある対応をしていましたので、妥当な判断だと個人的には思っています。その後で後悔とかは一切ありませんでした。

司会者

裁判員として参加して最終的な感想としては、どういうことになりますか。

2番

やはり、そう簡単にできる体験ではありませんし、非常にいい経験をさせてもらったなど、ありがたい気持ちでいます。

司会者

1番の方、2番の方の事件は自白事件ですけど、1番の方が審理に関与した事件は、被告人が通行中の女性からスカートを奪おうと考え、背後から強く突き飛ばして路上に転倒させ、スカートを強く引っ張って路上に引きずるなどの暴行を加えてスカートをはぎ取って強取し、その際暴行により顔面に2週間の傷害を負わせたという事件、そのほか、スカートを奪おうとした強盗未遂1件、それからスカートを盗もうとした住居侵入1件、そういう事件でした。それから、2番の方が審理に関与した事件は、一番重い事件は、被告人が通行中の女性にわいせつな行為をしようと考え、被害者に背後から抱きついて路上に押し倒し、右手首を手錠様に結んだビニール紐で縛るなどの暴行を加え、抵抗されてわいせつ行為はできなかったものの、被害者に加療約10日間の傷害を負わせたという事件でした。そのほかに、同じ道で起きた強制わいせつ事件2件、強制わいせつ未遂が1件でした。続いて3番の方、4番の方に先ほどと同じような観点から裁判員裁判に参加した感想をお聞きしたいと思います。3番の方いかがでしょうか。

3番

裁判員裁判が始まる1年前に、実は個人的に少額訴訟を経験したことがありまして、そこでの経験で言うと、やはり専門用語が飛び交う、なかなか素人に分かりにくい場だなというのがあったんですが、実際裁判員裁判に関与させていただいて、すごく素人に分かりやすい内容で展開していただけたなというところが、最初に抱いたイメージと違った点です。審理の内容で争う部分があったことによって、当初は精神的に来るものではないと思いつつも、やっぱり蓄積していくというか、最終的な判決を出すときには熱が出るくらいのストレスを感じました。ただ、あとはなるべく頭を切り換えて日常生活をしました。会社に関しても裁判員裁判に対しての窓口が設けられていましたので、手続的には何の問題もなく裁判員裁判に臨むことができました。裁判後に関しては、ニュースを見ていると、裁判員裁判に対して耳を傾けることがなかったんですが、日本代表が今日出国みたいに耳に残るような感覚で、意識として興味を持つようになったと思います。参加して良かったと思うものの、精神的に弱いというか、得意、不得意とい

うのがあると思いますので、切り替えがなかなか難しい方に関しては、個人的にはお勧めはできないですが、ご興味がある方ですとか、通常裁判は、裁判官、検察官、弁護士がおられるわけですけれども、そこに素人目が入ってくることによって、また違う意見というのが反映しやすくなっていくのかなと思いますので、是非参加できる方は進んで参加していただけたらと思います。

司会者

4番の方、同じ質問ですがいかがですか。

4番

大きく感じた感想が5点ほどあります。1点目としましては、司法というのは別世界と考えていたのであまり関心がなかったんですけど、実際に裁判員裁判に参加したことによって、裁判というものが身近に感じられるようになりましたし、理解を深めることができました。2点目としましては、今までの裁判はどうしてこんなに長くかかりすぎるんだろうと疑問だったんですけども、実際に経験してみますと、いろんな段階を踏んでいかなければいけないので、ある程度は時間がかかるのもやむを得ないのかなと感じました。3点目としては、一昨年の12月に最高裁からの候補者名簿に登載されたという通知だとか、地方裁判所からの呼出状、裁判員の選出等、いろんな過程を経てるわけですけれども、丁寧に説明がされていますし、裁判所に来たときの選任手続での説明、個人が不安を抱くことがないような説明がされていたので、良かったんじゃないかと思います。4点目としては、実際に裁判の争点が検察官と弁護人からきっちりと説明されていたので、専門的な知識を持っていなくてもその裁判に入り込むことができましたし、実際の裁判の進め方についても、評議の進め方、評決に至るまで、司会者が素人でも活発な議論が行われるような雰囲気を作っていただきましたので、全てに配慮されていると感じました。最後に5点目ですが、個人的な感想ですけれども、なぜ検察官がそういう取り調べをしたのか、あるいは弁護人はなぜそう弁護していくのか、何となく腑に落ちない点、詳しく弁護人は検察官になぜそう考えるのか、そういうことが考えられる時間があれば良かったんじゃないかというのか実直な感想です。

司会者

最後の点は要望になりますか。

4番

裁判員制度の運用の改善を望む点ということで、本当に検察官がDNA鑑定1点だけに絞っていたんですけど、そうではなくて幾つかの犯人に結びつくことがあるんですけど、なぜ第2、第3をきちっと詰めていかなかったのかと疑問に感じましたし、弁護する方も、本当に被告人が無罪だということを信じて弁護されていたのか、その信頼関係のところは何となく不思議な関係だなと思います。

司会者

また要望のところでお伺いします。特に4点目までで積極的な評価をしていただいたと思うんですけども、結局、補充裁判員を経験されて総括的な感想としては、どういうことになるのでしょうか。

4番

やって良かったと思います。その前からある程度興味がありましたので、できれば1

度は参加したいなということは思っていたんですけど、やった後もやっぱりやって良かったなというのが私としての感想です。

司会者

先ほど、これから参加する県民の皆さんに語りかけるような気持ちで話していただけないかということをお願いしました。3番の方は既にその部分に触れられましたけど、1番、2番、4番の方、これから参加する県民の皆さんに何か語りかけたいようなことがあったらどうぞ。例えば、不安に思っても、説明がされるから大丈夫だとか、何でも結構です。

1番

人生で経験できないようなことができるので、1度参加してみるべきだと私は思います。何でも参加したことがないとその話はできないので、興味を持てるかどうかは分からないですけど、参加するべきだと私は思います。

司会者

2番の方いかがですか。

2番

滅多にできる経験ではないのは確かなんですけど、やっぱり嫌だなと思う人がいるかも分かりませんが、とりあえず参加していただければ、専門用語がいろいろ飛んで訳が分からないんじゃないかなと思うことがあるかもしれませんが、そこは丁寧に説明していただけますし、別にそう嫌がることでもないと思います。ただ、内容は私の場合は自白事件でしたので、まだ気が楽だったんですが、殺人事件とかになると、非常に気が重くなるのではないかと思います。その辺はプロの方がきちんとフォローしていただけますし、終わった後の心のケアもやっていただけるようですし、その辺はそんなに心配なさらず参加されたらいかがでしょうか。

司会者

4番の方いかがですか。

4番

裁判に対する専門的な知識はゼロでも、今の自分の気持ちを伝えることができれば裁判員裁判には参加できますので、それと、いろいろとやってる途中や終わった後に不安があると思うんですけど、現実的にはそういう不安というのは一切ありませんので、是非積極的に参加されると、また違った世界が見えると思います。

司会者

4人の裁判員等経験者の皆さんからいろいろなことが述べられましたが、良かった経験、それから、これから参加されることになるであろう県民の皆さんにも、積極的に参加したらいいいのではないかという、力強い呼びかけがあったと思います。

続いて、同じような視点になってしまうかもしれませんが、裁判員制度の導入趣旨について、裁判員法1条は「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるものとする。」と書かれています。裁判員制度導入の趣旨について、裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与することが司法に対する国民の理解

の増進と司法に対する国民の信頼の向上に資することを述べています。国民の皆さんの理解の増進，それから国民の皆さんの司法に対する信頼の向上ということを挙げています。そういう観点から見た場合に裁判員や補充裁判員を経験されたことによって，刑事裁判に対する理解の増進や刑事裁判の信頼の向上につながったでしょうか。4番の方からお伺いしたいと思います。

#### 4番

実際参加された人はいろんな意味でプラスになることがあると思うんですけど，そもそもこの裁判員裁判が始まった平成21年前後はものすごく広報活動だとかいろんな形でPRなんかを相当やりましたよね。ところが，年々裁判員裁判がその結果がどうなったのか，そういうのが薄れてきているときに，この2月に結構裁判員裁判に対していろいろ問題点が指摘されていますよね。裁判員裁判で求刑5年に対して6年と判決したんですけど，それは量刑が重すぎるんじゃないかということで，控訴審になってその結果一審を破棄して懲役5年になったとか，いろいろと裁判員裁判に対する報道が2月に3件ほど載ってたんですけど，それに対してマスコミなりの評価はされているんですけど，こういう裁判員裁判をやっているコメントだとか，去年のやった結果の広報活動というのが薄れていると思うんですね。ですからその辺をもう少し広報活動していただいて裁判員裁判，これを国民全員で守っていこう，さらに発展させていくんだとか，何かそういうような方向に持って行ってもらいたいですね。

#### 司会者

制度導入前には多くの人に参加していただきたいということで積極的にPRしました。ただ，制度が導入されてからはまさに裁判所の場で裁判員裁判を行うこと，それについて報道してもらうこと，現に経験された皆さんに来ていただいてその経験を語っていただくこと，というような形で広報は続けていこうという考えです。制度の始まる前と始まった後というのは違うと思うんですね。始まる前は，これはこういう制度です，というような制度がどんなものかを説明して，皆さんどうぞご参加くださいということになりますが，制度が始まってからは，現にどういう裁判が行われているか，それから，もちろん公開の法廷ですから皆さんに見ていただきますし，マスコミの方にも見ていただきます。それから，これは画期的なことだと思いますけど，裁判が終わった後，裁判員等を経験された皆さんに記者会見に臨んでもらって，それについて記者の方からいろいろと質問していただきます。それから，こういう裁判員等経験者意見交換会をもって，その内容について報道していただくというような形の広報に変わってきているわけがあります。それから，2月にいろいろと報道されて，5年求刑を裁判員裁判で6年にしたと，そうしたら高裁が破棄して5年にしたんですかね。それから死刑を破棄した事件もありましたよね。藤井部長これに関して何かコメントすることはありますか。

#### 藤井判事

5年を6年への刑は何とも申し上げにくいですが，死刑に関しては，やはり究極の刑ということでより慎重に考えるべきではないかという考え方も，判断の背景にはあるのかなというふうには思います。

#### 司会者

私の方から若干抽象的なことを申し上げますと，裁判員制度を合憲とした最高裁判決



があるんですけど、その判決の中で「裁判員制度は、司法の国民的基盤の強化を目的とするものであるが、それは、国民の視点や感覚と法曹の専門性が常に交流することによって、相互の理解を深め、それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すものということができる。」と判示しています。ですが、もちろん、国民の視点や感覚も重視されるわけですが、それと同時に、裁判官の法律家としての専門性、法解釈とか、訴訟手続の問題等について重視されなければいけないと思います。量刑の問題については、量刑というのは、動機とか、行為とか、結果に見合った刑を量定する行為であるということで、行為責任主義といいますけど、これは一つの法解釈の問題であります。それから、それと同時に、行為、結果、動機に見合った刑の量定という中には、刑の公平という観点もあるのではないかと思います。同じような行為をした人があるところでは10年になったと、ところがあるところでは5年になったと、そういう点についても考慮しなければいけないと思います。ということで、もちろん国民に根ざした司法を目指すものではありませんけれども、それと同時に刑罰に対する基本的な刑法の解釈理論とか、刑罰の公平性ということも同時に考えていかなければいけないと思っております。ご指摘の点は、まだ5年しか経っていないわけですので、これから裁判官の間でも、法律家の間でもいろいろと議論していかなければいけない重要な問題だと思っております。大変貴重なご指摘ありがとうございます。

#### 4番

それとですね、裁判員裁判は、幅広くいろんな人から選出された人たちで構成されるというのが趣旨だと思うんですけど、直感的に感じたのは、最高裁から来る候補者名簿というのは無作為抽出で出てきていると思うんですけど、ところが段々幾つかの関門を通過して行くにしたがって、最終的に裁判員になられる方、それを見ていったときに、私が担当したのは、裁判員6名と補充裁判員2名ということで、8名に対して、男性が6名、女性が2名ですね。ですから、一番最初のスタートはいいんですけど、何か最後にいったときに何らかの偏りがあって、本当に無作為抽出されているのかどうか、その辺が疑問に感じたんですね。

#### 司会者

藤井部長、その辺りはどうですか。

#### 藤井判事

その話は評議でもご説明したかもしれませんが、有権者名簿の中から無作為に抽出してまず名簿が作られます。その中で事件が起きると80人、90人という裁判員候補者の方を選出します。これも完全にパソコンで無作為抽選です。それでその方に呼出状と質問票を送って、この時期に参加してもらえますかということで、問い合わせをするわけですね。それで、例えば、お仕事があるとか、こういった事情で参加できないということがあれば、そこで呼出取消をします。それで、来ていただける方だけ来ていただいて、当日質問票をお配りして、さらに事件と関係があるかなどをお尋ねして、残った方で当日辞退を申し出た方を排除して抽選するというそんな流れになるんですけど、無作為は本当に無作為なんですね。8人全員が男性であったこともありますし、女性だったこともあります。全体で見ると大体半々になっているので、確率的には無作為がそのまま反映していると思いますが、あの事件のときには、そういう偏りはあったんですけど、それも

偶然ということで、何か意思が働いていることだけはないということは申し上げたいと思います。

司会者

ちょっと突っ込んだことを聞きますが、検察官、弁護人は理由なき不選任ができますよね。その場合に、例えば女性が被害者の事件の場合に、女性の方を理由なき不選任で排除しようとか、そういうことを考えることはないですか。弁護人の方からお聞きしましょうか。

山田弁護士

個人的にはないですね。というのは、その方がどういう考え方なのかとか、どういうバックボーンで、どういう考えで裁判に参加されるのかはいくら考えても分からないので、それは女性だから厳しくなるのか、優しい刑になるのか、それも分からないわけですね。ですから、私個人的には、女性だからとか、男性だからとかというのは考えないでやっていますけれども、理由なき不選任という名前のおり、理由がないんですけどね。弁護人によっては、何らかの考えで不選任をするという選択もあるのかもしれないけど、その辺りはよく分からないレベルの話かなと思います。

鈴木弁護士

私も結果的に、仮に理由なき不選任を使ったとして、裁判員裁判の最終的な評議とかに関わるとは思っていませんが、ただ、性犯罪のときには、事前に弁護人同士で話し合いをすることはあると思います。

司会者

事前に話し合いをして、理由なき不選任をすることもあり得るということですかね。

鈴木弁護士

それは当然あると思います。

司会者

検察官はどうですか。

河原検事

検察官としては、裁判員制度の趣旨に鑑みて、基本的に理由なき不選任は行使しないというのが一般的ではないかと思います。他方で、弁護人の方の戦略として、理由なき不選任を行使するというような事案は、実際にあるというふうに聞いています。検察官としては、基本的には行使しない方が多いのではないかと思います。

司会者

検察官は、あまり理由なき不選任をしないというのはそのとおりですか。

藤井判事

絶対しないかと言ったら、そんなことはないですよ。

河原検事

それはそうですね。

藤井判事

ただ、弁護人よりはもちろん少ないというイメージではあります。

司会者

理由なき不選任、これは権利ですから権利として行使することについては、制度とし

てそうになっている以上は裁判所としては如何ともし難いところはあると思います。この問題だけでも触れるわけにもいきませんので、3番の方に伺います。裁判員を経験したことが、刑事裁判に対する理解の増進や刑事裁判の信頼の向上に役立つものであったかどうかという質問です。

3番

また前のことに触れてしまうんですけど、理由なきというところが素人にはよくわからなくて、もう少しご説明いただけたらと思います。

藤井判事

選任手続の日に最初に大きな部屋にお集まりいただきましたよね。お集まりいただいた方に最初に全体質問ということで、私が3つくらい質問して、そして一旦隣の部屋に裁判官、検察官、弁護人が下がります。そこで、法律的にまず、理由がある不選任の申出がありますかということをお尋ねし、その判断をした上で、裁判官は裁判員候補者の方から申し出られた辞退理由を認めるかどうかを判断し、一方、当事者の方は理由なしで不選任をする方がいるかどうかを別室で検討していただいています。それぞれ大体5人選べることになっています。文字通り「理由なし」なので、なぜその方を外すのかというのは、裁判所は確認することはできませんし、言う必要もないのです。そして、何番を外してくださいという申出があれば、その方を外した残りの方について、くじ引きをして裁判員の方6名、補充裁判員の方2名を選んだという流れになります。今お話もあったんですが、どういう理由で外すのかというのは全く分かりませんので、我々は番号を聞くだけなんです。その結果、例えば、弁護人の方の弁護方針として、性犯罪だから女性を外しましょうということもあるのかもしれませんが、しかし、それは、なぜ外れたのかはわからないんです。女性だからという理由かもしれませんが、あるいは別のことで外されたのかもしれませんが。そこは、本当に理由を述べる必要がないという手続になっています。

3番

ありがとうございます。個人的には、こういうふうには、あまりルール化していないところというのがやはり専門用語が出てきて難しい部分というのが随時出てくるかなと思います。5年を経てまだそのレベルにあるというところが、もっと年数を重ね、いろんな事例が出ることによって、もっと素人にも分かりやすい内容になっていけばいいのかなと思います。

司会者

理由を示さない不選任というんですが、裁判員法の36条1項にそういう規定があるんです。「検察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ四人を限度として理由を示さずに不選任の決定の請求をすることができる。」、2項には、「前項の規定にかかわらず、補充裁判員を置くときは、検察官及び被告人が理由を示さない不選任の請求をすることができる員数は、それぞれ、同項の員数にその選任すべき補充裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人を加えた員数とする。」ということになっているんですが、これは、私が知る限りでは、アメリカにある制度でして、不公平な裁判をする恐れがある人については理由つき不選任になるわけですけれども、それぞれの当事者の立場で、片方だけに認めると不公平かもし

れませんが、双方に理由を示さない不選任を認めることによって公平な裁判所を構成しようという制度なんですね。外国にそういう制度があって、それが運用されていて、それを導入したんだと思います。そうご理解ください。話は元に戻りますが、3番の方は、理由なき不選任のところであまりと分かりづらいところがあって、今後制度を重ねることによって、徐々に理解されていくことになるのではないかとこのように受け止めました。ここで一般的にお聞きしているのは、裁判員法の目的が国民の司法に対する理解の増進、信頼の向上です。今回裁判員として裁判に参加されたことによって司法に対する理解が増進したか、信頼が向上したか、それをお尋ねしています。2番の方いかがでしょうか。

2番

難しい質問ですが、裁判員制度というのは、素人が6人入って専門家と話し合ったりするということで市民感覚を入れようと、変に偏ってないかと、妥協点を見つけると、そういうことだと私は感じてるんですが、そういうものに関しては、理解とか信頼、素人が入ることによって、多少なりとも得られているのではないかと思います。これはまだ始まって数年ですから、もうちょっといい方向に動いて一般化するようになれば、また違ってくるのではないのでしょうか。そんな感じがします。

司会者

1番の方、今の点はいかがでしょう。

1番

私が参加させてもらった事案で、大体法の枠の中での判決が出るんですが、素人が6人集まったら、その素人の中の超えた枠で何か罰を与えられないのかなという気はしましたね。

司会者

大変正直な感想だと思うんですが、結論から言うとそれはできません。なぜかと言いますと、私どもは、裁判員の方もそうですけれども、法律に従って仕事をしなければいけないわけです。裁判所というのはそういうものですから、そうである以上、法律の枠を超えることは絶対にできません。

1番

そうであれば、新潟県だけの単独の法律を作るということはできないですかね。

司会者

それは条例ができる範囲であれば、新潟県単独の条例ができる世界というのものもあるかもしれませんが、少なくとも裁判員裁判の対象となっている事件については、国の法律ができていて、日本国全体で共通の法律ということで、新潟県だけで独立の法律を作るとは憲法上できないと言わざるを得ません。

1番

私はよく山に行ったりするんですが、県によっては条例が違いますね。

司会者

それは、それぞれの地域によって変えてもいいものです。例えば、殺人罪について、県によって法律が違っていいのかという問題があるんですが、それは刑法というものを定めて殺人罪については法定刑はこうだと決めているわけですね。ですから、こ

れに反する条例を作ることはできません。

1 番

殺人罪とかそういう重いものではなくて、新潟県では万引したらだめだとか、そういうプラスアルファを作ることはできないですか。

司会者

刑法で定めているものについては、全国的に共通の処罰にしようというふうに定められています。

1 番

あと、参加する裁判員の男女の比率を考えないと、いろんな意見があると思うので、男ばかりとは限らず、女性の方も、年齢別に入った方がいろんな意見が出るんじゃないですかね。

司会者

1 番の方が参加した事件は、男性だけでしたか。

1 番

女性が 1 人いらっしゃいました。

司会者

全体としてはどうですか。例えば、性犯罪だと理由なき不選任で女性の方が排除される力が働くのかもしれませんが、ほかにも殺人事件とか、傷害致死事件とか、強盗致傷事件とかいろんな事件があるわけですし、そのいろんな事件を 2 3 年 4 月以来ずっとやってきた感じとしては、男性女性の比率としてはどんな感じですか。

藤井判事

トータルで見るとほぼ半々になっているんですね。ですから、きれいに男女が分かれる事案も結構ありましたし、一方で男性だけ、女性だけというのもありましたし、6 対 4 に分かれるのもありましたし、トータルで見るとやはり半々になっているんですね。ですから、その事件はたまたま女性が一人だったというふうに理解しています。

司会者

さっきの点につけ加えますと、アメリカは、州がそれぞれ国なんです。連邦国家なんです。我が国は連邦国家ではないんです。県というのは地方公共団体で、我が国の国家は日本国なんですね。ですから、県によって刑法を独自に定めるというアメリカのようなことはできないわけです。日本を連邦国家にすれば別ですけどね。少なくともアメリカとは法制度が違いますから、アメリカのようなことはできないということです。

1 番

私が素人目で単純に思うことは、同じ犯罪を何度も何度も繰り返すというのは、それが趣味、特技なんですね。そういう人はもうちょっと厳罰にしないとまたやりますよ。

藤井判事

中身に触れてしまいますけど、あの被告人は前はあったんですが、何度も何度もというふうに多くはなかったと思うんですが、確かに、5 回刑務所に入ってまたという、またかということになるんですが、少なくともあの被告人は、何度も何度も裁判を受けている方ではなかったという印象があるので、評議でもお話が出ましたけど、またやるかもしれないという将来予測をどこまで重視するかということではないかなと思います。

司会者

少なくとも、法の枠を超えることはできません。それは、裁判所が法を破って判決をするようになったら法の支配は終わりですから、そこはご理解ください。

### 第3 裁判員制度の運用について改善を望む点

司会者

続いて、裁判員制度の運用について改善を望む点ということで、主として、審理の中身についてお伺いしていきたいと思っています。裁判員裁判は、法解釈や訴訟手続など法律家の専門性を生かしつつ、法律家と裁判員が実質的に協働し、国民に根ざした刑事裁判を目指すものです。そのためには、審理の対象を犯罪事実の存否と量刑上重要な情状事実の存否に絞った上で、「見て、聞いて、分かる刑事裁判」、「分かりやすい刑事裁判」を実現することが必要であるとの理解で出発しました。簡単に言うと、その人が生まれてから犯罪を犯すまでのいろんな広い事実をやるのではなくて、犯罪をやったかどうか、それから重要な量刑事実かどうか、というふうに議論を絞りましょう、それから、見て、聞いて、分かる裁判、そういう審理にしましょうという理解で出発しました。そのためには、争点が明確であること、自白事件では検察官、弁護人の重視する量刑上のポイントが明確であること、否認事件であれば犯罪事実の有無に関する検察官、弁護人の主張が明確であること、そして、そのような争点に関する検察官、弁護人の立証が分かりやすく、印象に残るものであることが重要です。まず、自白事件についてお伺いしていきますが、1番の方、2番の方が審理に関与した事件は自白事件でした。検察官、弁護人の論告弁論を聞いて、どの点を重視して考えればよいかということは分かりましたか。また、その前提となる当事者の立証活動は分かりやすいものだったでしょうか。あるいは、改善を望む点は何かあったでしょうか。1番の方にお伺いします。検察官と弁護人が論告弁論をしますよね。それを聞いていてそれぞれがどこにポイントを置いているかというが分かりましたかという質問です。それから、その点についての立証活動を行って論告弁論になるわけですけども、分かりやすい立証が行われたかということです。

1番

双方とも、よく分かりました。ただ、制度として裁判員裁判は新潟県の場合は、新潟地裁だけで行われているんですね。私どもが参加したときにたまたま糸魚川の方がいらっしやったんですけど、そういった方が一番の被害者ではないかと私は思います。例えば、新発田支部とは高田支部がありますが、そういったところに被告人を連れて行って、被告人とは関係のない地域の人でできますよね。そういった制度に変えていけばもっと身近に感じるのではないのでしょうか。

司会者

ご意見としてお伺いしておきますけれども、その県でどのくらいの事件数があるかという問題とも関連していて、制度が始まったころは年間20件程度予想されていて、今は年間10件程度ですから、新潟地方裁判所本庁だけで十分ではなからうかと考えています。今は交通が発達しておりますので、私も東京の方に実家を持っていますけれども、2時間くらいで来れる状況になっています。もちろん、県内で新幹線が通っていないから時間がかかる方もいらっしやるとは思いますが、本当に大変であれば宿泊もつので、

件数から言って本庁でしかできません。できるだけ県内の人に参加していただくために旅費、宿泊費、日当については制度の枠内でお出しするように運用しています。質問に対しては、分かりましたということですね。

1 番

はい、検察官と弁護人の説明はよく分かりました。

司会者

立証等はどうでしたか。よく聞きますが、検察官が請求した調書が同意されて法廷で朗読されると、あまり早く朗読されると頭に残らないと思うんですけど、この事件は証人尋問はやっていませんが、証人尋問との比較で、朗読だと印象が薄くてあまり記憶に残らないと、今まで言った裁判員の方もいるんですが、その点はどうでしたか。証拠調べで調書の朗読を聞いていてよく分かりましたか。

1 番

大体分かりました。

司会者

2 番の方はいかがですか。

2 番

両者ともおっしゃることは理解できましたし、そんなに早口でもなかったですし、自白事件ということで、さほど複雑に入り組んでいるわけでもない気がしましたので理解はできました。ただ、証拠は今一つピンと来なくて、実際に出てきたのは手錠にした紐みたいなのは分かりましたが、画面に出たものはほとんど隠されてて分からない。個人を特定する書類が何か出ていましたよね。

司会者

被害者を匿名にしたことですか。

2 番

違います。証拠として、この事件の場合は手錠の紐、これは見れば分かります。あと、書類のようなものが出されて、戸籍か何かだったと思いますが、それが分からない。それもほとんどマスキングされていました。

司会者

供述調書以外には、捜査報告書というのはあります。

2 番

それでしたかね。

藤井判事

現場を写した写真とか、被害者の方の調書、私はこんな日に、こうふうに歩いていて、こんなふうに襲われましたというようなものです。

2 番

ちょっと勘違いしているかもしれません。そうですね、大体感じは分かりました。

司会者

今日はテーマにするつもりはないので、これ以上は聞きませんが、前回、この事件について、似たような事件の被害者が4人いると、ちゃんと区別して頭に入りましたかという質問をしたら、法廷から戻って、裁判官から整理して説明されてよく分かりました

というふうに答えた方がいらっしやったんですが、そういうことはなかったですか。

2番

私は最初から、A、B、C、Dさんということで区別していましたので、大体分かりました。

司会者

1番の方、2番の方も参加した事件は性犯罪的な事件ですので、被害者を呼ぶことは二次被害が生じるということで避けているわけですが、今日本全国で同じですけれども、どういう方法かという、自白事件であってもやはり調書の朗読は分かりづらい、印象に残りづらい、記憶も保持しづらいということで、それは証人に出てきてもらった方が現に経験した人ですから、その人に話してもらった方がずっと印象に残りますし、疑問に思えば質問もできます。これは直接主義というんですが、それから、裁判員制度から見れば、まさに紙切れを出されて、それを朗読されただけであれば、それを認めることになりかねないですよ。そうではなくて、法廷に出てきてもらって、その人が言っていることがそのとおりかどうか裁判所が判断する、それが裁判であろうと、裁判というのは捜査確認の場ではなくて、物事に白黒決着をつける場が裁判でしょうから、以上のような点から、できる限り証人に出てきてもらって話してもらおうという動きになっています。次に、3番の方、4番の方が審理に関与した事件は、強制わいせつ致傷事件と強姦事件でした。強制わいせつ致傷事件は自白事件でしたが、強姦事件については、被告人が自分は犯人ではないと供述していた事件でした。最終的にはDNA鑑定で犯人性が認定されています。こういう否認事件について、被告人が犯人であるか否かについての検察官、弁護人の主張は明確であったかということが問題になりますが、冒頭陳述を見ると、検察官はDNAが一致することを柱とし、弁護人は被害者が述べている犯人像と被告人が一致しないことやDNA一本で断定できるのか、といった疑問を提示していました。この事件において争点が明白であったかどうか、証明が分かりやすいものであったかどうかという観点から、3番の方からいかがでしょうか。

3番

検察官の方に関しては、すごく丁寧に説明していただいたので、何ら問題はなかったのですが、個人的にちょっと疑問に思ったのが、先ほど4番の方もおっしゃっていたように、DNA一本だったというところですね。もしここが、DNA一本ではなくて、何らかのものがもう1点、2点出てくれば、もしかしたら、争うことがなかったのかなと思います。争わないのであれば、自ら自分の罪を認めて今後対応していくところと、認めずにその罪を負わされるのだと、今後の人生はかなり変わってくるのではないかなというところを考えたときに、警察の方にはもうちょっと頑張ってもらった。もちろん、そのDNAというのが、100パーセントではないという説明があったんですが、99パーセントということで、ただ、警察の方が捉えているイメージとして100パーセントに近いという感じで、それで十分でしたという証言があったほど、これに依存していた部分ですね。この1点だけであればこれが確実なものかどうかを調べていく必要が出てきて、再度、証人を呼んでお話を聞かせていただき、また時間もかかってしまったところで、ここは、個人的に悔やまれる部分ですね。やはり、被告人も今後世に出てくる方ですので、自分の罪を認めて出てくるというところですね。反省してという部分が変



わってくると思いました。あとは、弁護士の方ですが、個人的な意見ですけど、支離滅裂なところがありました。戦術的にも問題があったのではないかと感じてしまいます。そのDNAを否定するところではなくて、もっと何かしらの戦い方があったのではないかとすると、ちょっと残念だったかなと思います。あとは、裁判の話ではないですが、先ほども触れられていましたが、裁判員の選出の比率の部分として、改善点としては男女均等と年代別というところも実際に入れていただいた方がより公平なジャッジができるのではないかと思います。

司会者

DNA一本が証拠だったという点ですが、それを前提にして聞きますと、結局再開して証拠調べをしたわけですよね。どういう点を証拠調べするために再開したのですか。再開して何を調べたのですか。

3番

再開して、このDNA鑑定の際に、例えば、検体をビニール袋に入れてそれを検査するまでの間に何かしら違うDNAがついたのではないかと、検査をしている段階で違うDNAとすり替えられたのではないかと、このところを再度尋問して確認させていただきました。

司会者

結局、そういう可能性はないということですか。

3番

そうです。そこは100パーセントではないですけど、ほかのDNAがついたという可能性が低いということが確認できたので、DNA鑑定を信憑性があるものと判断しました。

司会者

裁判所としては、法廷でも説明されたと聞いていますが、再開決定をして証拠調べをする必要があったという判断だったんですか。

藤井判事

評議の結果を踏まえて、鑑定試料の保存状況を改めて確認する必要があるということで、そういう判断をしました。

司会者

4番の方、今3番の方がDNA鑑定一本の話とか、再開の話がありましたが、何かその問題につけ加えることはありますか。

4番

内容的には、3番の方とほとんど同じですので、それにつけ加えることはないですけども、裁判そのものに対して個人的な要望が1点あるんですけど、例えば、我々が車を運転する場合でも、教習所へ行って講義だけ聞いて公道に出て運転しなさいと言われても、なかなか現実的には運転できないと思うんですよね。そういうことを考えたときに、裁判員になったら、従来の簡単なオリエンテーションだけではなくて、直前の実際の裁判を傍聴してもらうとか、疑似裁判を実際にやるとか、そういうことを経験して実際に裁判に臨んだ方が、本人から見てもスムーズな流れになると感じました。裁判そのものについても、開廷して検察官、弁護人からいろいろと質問があるんですけど、そこで

一旦休廷して、評議に入りますよね。それはそれでしょうがないところもあると思うんですが、私は、傍聴とか疑似裁判を経験することによって、裁判においては、検察官の質問、その後弁護士、その後裁判官からやって、一つの内容について質問が終わったら次に入る、今まではすべて証人尋問においては、検察官と弁護士がやられたあとに休廷しますよね。休廷したところで評議をやって再開して始まりますよね。本当にそういう流れがいいのかどうか。

司会者

連続してやった方がいいということですか。

4 番

はい。そのためには、事前に必ず裁判員になれる方は、直前の裁判を傍聴するだとか、疑似裁判をやるだとか、そういう過程を踏まえてやった方がスムーズな流れになっていいのではないかと思います。

司会者

要するに、裁判の流れが事前に分かるから、そういう経験をしてから裁判員として参加した方が参加しやすくなるということですね。

4 番

はい。

藤井判事

最初、裁判員選任手続の日に、お集まりいただいたときにビデオを見ていただいていると思うんですが、あれだけでは足りない感じですか。

4 番

実際にやられた方は、いつの間にか裁判が始まって、いつの間にか終わったというような印象だと思うんです。もっと深く審議するためには、事前の準備だとか、心がけとか、もう少し時間をかけて、実際の裁判に入る前に直前の裁判を傍聴するとまた違いますよね。私は初めて裁判所に来たものですから。

藤井判事

もちろん、そうしていただけるとより理解が深まってスムーズに裁判に参加していただけたと思うんですが、そうするとさらにお手数をおかけすることになってしまいますが、3 番の方がいかがですか。例えば、事前講習のようなものを受けてくださいというようなことになると、大変ではないですか。

3 番

大変ではあると思いますし、例えば、事前講習をしたとしても、実際の緊張感だったりというものが入ってこない、自分のことのように捉えられないので、個人的には、やってもあまり意味がないかなとは思っています。やっぱり、実践というところで判断していくものなので、もし、可能であれば、オリエンテーションの中で、こういった流れでやっていきますよと、もうちょっと説明を入れた方がいいですかというくらいであれば、裁判員裁判で細かくできると思うので、そんなものがあれば多少はいいのかなとは思っています。

司会者

選任手続期日と開廷の間のことを考えると、傍聴をしてもらうというのは、実際問題

難しいと思います。選択肢として何があるかという、20分、30分程度の飽きない程度の手続の流れについて説明したものをみていただいて、手続を理解していただくと、さらにその上で裁判官の方で手続がどういうふうに進んでいくのかということをよく説明してもらうことではないかと思います。それ以外に現実的な選択肢というのはないように思います。アメリカはテレビで中継するそうですから、そういう国だったら、裁判ってこういうふうに進むんだと分かるかもしれませんが、我が国はそういうことはしていませんから、選択肢としては、そのビデオをよく見ていただいて、裁判官から十分手続の流れを説明していただくことだと思います。それから、時間を検察官、弁護人、裁判所、同じ一人の人を聞くのについて、時間を空けるというお話がありましたね。あまり適切ではないというお考えですか。

4番

一般的には、今のやり方が一番いいと思うんです。

司会者

切れてしまうことで流れが悪くなっているんですね。スムーズにいった方がいいので、私も見ていて不思議に思うんです。検察官の質問が終わって休廷があって、また弁護人の質問が終わるとまた休廷ということなんですけれども、ただ、私が模擬裁判をやったときにそれをほとんどしないでやったんですね。そうしたら、青柳裁判長の訴訟指揮は、まるで超特急のようだと、ついていくのが大変で、本当に疲れた1日だったと言われたことがありました。ですから、4番の方のようなことをおっしゃる方もいるかと思います。その一方で、あのくらい休憩を入れていただかないと、疲れてしまうという人もいるということをご理解ください。裁判員裁判を実際に運営する裁判部としては、そのあたり双方の意見があることを適宜配慮しながら適切にやっていただくことではないかと思います。検察官、弁護士の方も今の件について、感想等がありましたらどうぞ。

山田弁護士

市民が裁判に参加する制度、日本は裁判員制度と言っていますが、アメリカでは陪審員、ヨーロッパでは参審員ということですが、参審員では1回の事件ではなくて、1年とか2年とかそういう単位で市民が入る制度と聞いていますが、先ほどの話ですと、いきなりやるとなかなか難しいけれども、実践を積んでいくとスムーズに行くところもあるのではないかと、一方でお仕事の負担が重いのもあって、制度は違いますが、1事件ではなくて、1年単位という制度があったらどうでしょうか。

3番

そういう制度があることに越したことはないと思うんですけれども、なかなか日本において長期休暇というものが認可されにくいと、男性が産休が取れないとかいろいろと問題がある中で、1年を裁判に費やすとなると、なかなか難しいのかなと思います。ただ、希望としては、そういうものがあつた方がスムーズになると思います。ただ、裁判員裁判のいいところというのは、素人目で見てもらって判断することなので、1年経つと玄人になっていくと思うんです。そうすると、あまり裁判員裁判というものは生きてこなくなるとも思います。

#### 第4 記者からの質問

記者（産経新聞）

先ほど、長期休暇の話、公平なジャッジ、理由なき不選任、男女比率の問題などのテーマがありました。実際のこうしたテーマの中で、特に裁判員制度を定着させるためにはまずどの問題の改善を優先してやる必要があると思いますか。あと、素人目の話がありました。国民の量刑感覚によると幅が大きくなるのではないかと、似た事件でも参加する裁判員によって判決の量刑が変わっていくといいますか、その辺の一貫性についてどう思いますか。

3番

個人的には、公平なジャッジというところで、男女比率というところは平等にしていた方がいいと思います。内容によっては、男女の比率だとか、男女問わず発言権の強い人間、弱い人間というのはいますので、それによってかなり変わってくる部分もあると思いますので、まずは、目に見えて分かりやすい男女比率は同等にしていた方がいいと思います。あと、ジャッジに入る前に、過去の事例、似た案件に対してはこれくらいの刑が科せられましたという話を聞かせていただいて、それをもとに、被告人の話を聞いた中で、自分たちで判断していくところなんです。多少のジャッジのブレというか、地域によって、人によってというのはあって当然だと思いますし、人が人を裁くわけなので、それは素人が入る、玄人が入る関係なくあると思います。ただ、尺といいますか、ジャッジに入る前に過去の事例を見ることによって、ある程度のものを素人なりに掴んで、その枠の中で、こういった発言だとか、反省があまり見られないだとか、そういったところに対して、どういうふうに各々が判断していくかというところは、人によって違ってくると思うので、それは当然だと思いますし、今後も、そこは変えていく必要はないと思います。

記者（読売新聞）

裁判員裁判に対する国民的な関心が下がってきているのではないかという議論に関連して、以前にマスコミと裁判所との勉強会の中で選任手続に呼び出された候補者のうち、呼び出しに応じない人が増えているというテーマがありまして、皆さんの立場から考えて、呼び出しに応じない理由というのはどういったものがあると思いますか。

3番

始まって年月が経ったことによって、最初は義務であるというところから断る理由というのか、どう断っていいか分からないというところからスタートしているもので、率としてはすごく高いものになったと思います。これが、5年という年月を経て、先ほどの産休の話ではないですけど、自分の社会における位置を保持するために、そこに時間をかけることによって人生においてロスになると判断をして、率としては下がっていると思います。実際に、周りにも、遠い周りですけど、仕事を理由に拒否したという方がおられたくらいですので、当たり前組織の中で暗黙の了解として培われているものはあるかもしれないですけど、何とも言えないですけど、そういった部分の話が出てくるのかなと思います。

司会者

それは、裁判所に申し出れば、比較的柔軟に出頭義務を免除して辞退を認めるわけですが、今問題になっているのは、そういう申出もしないで最終的に義務として残る人が

いるわけですね。100人くらいからスタートして30人くらいになるんですけど、その義務ある30人の中で当初は24人くらいは出てきていたと、それが21人くらいしか出てこなくなってきた、義務がある人の中でも出頭率が下がってきているのはなぜでしょうかという質問なんですけど、自分の仕事優先で裁判所には何も言わないで黙って行かないと、そういう感じの人が増えているということですか。

3番

増えてるとは思います。

司会者

最初のころは義務だから何としても行かなければと思っていただけでも。

3番

そうですね。断ったら捕まるくらいのレベルでしたから。

司会者

そこは、こういう制度ですから、強制的に運用するということは裁判所としてはできるだけ避けたいと思っていますから、やりませんがね。

記者（新潟日報）

今年で裁判員制度が導入されてから5年になるということで、皆さんも選ばれてまさかというような部分もあって、もしかしたら、裁判員裁判というものを忘れかけている部分もあったのかもしれないなというのがあったのですが、皆さんの裁判員裁判への認識、裁判員に選ばれるまでどの程度あったのかということと、広報が不十分ではないかという話がありましたが、実際皆さんから見てこういうことを広報すれば出席率が上がったりと、国民の関心が上がるのではないかというような提案はありますか。

司会者

忘れかけていた部分があるのではないかということですが、ここに来られている皆さんは、選ばれたら参加したいと思っていただけでしたが、こういう制度があることを忘れていたという方はいらっしゃいますか。

4番

私は一番最初から裁判員裁判が施行されたときに、4000人に一人は候補者になりますということでしたよね。4000人に一人なら身の回りだとか、町内だとか、そういうことを経験する、あるいは連絡を受けた人がいっぱいいるんだと、1年目、2年目、3年目いたんですけども、誰もいないんですよ。たまたま私の場合は、ですから、本当に4000人に1人が候補者になるのかなということ、裁判員裁判はどうなっているのだろうかと、関心もちょっと薄れていたんですけども、それが、一昨年の12月に通知が来たものですから、やっぱり身近で裁判員裁判は行われているんだと、改めて認識した次第です。

司会者

裁判員を忘れていたわけではないですよ。

4番

はい。

3番

30歳の世代に関しては、ほぼ忘れていると思います。ニュースの中の出来事としか

捉えていないと思います。なので、今回こういうことがあったんだよと話をして、そんな人がいるんだというのが正直な世間の反応だと思います。それをどう活性化していくかとなった場合、個人的な意見ではあるんですが、経験した人間のコメントをどんどん世に出していく活動が必要になっていくのかなと思います。傍から見ている者が伝えるよりも実体験をした人間の口から伝えるというものが必要になってくるのかなと、そういうものでないと心揺さぶられるものがなかったりすると思います。

司会者

今の点に関して申し上げます、この意見交換会は裁判所のホームページに載せて裁判員経験者の意見がどういうものであるかというのにアクセスできるようにしています。あと、新潟のマスコミの皆さんは誠実な方が多くて、時々裁判員制度の特集を組んでくれたり、ある程度大きな事件になるかもしれませんけれども、それがどういうふうに進んだとか、どういう判決だったかとか、裁判員の方がどういう感想だったか、ここが重要なんでしょうね。今までは比較的よく報道してくださったのではないかと思います。引き続きマスコミの皆さんには関心を持っていただいて、3番の方の言葉を借りれば、現に経験した人の意見を記事として載せる、あるいはニュースとして流すということが続けていただけたらということをお今日は皆さんにお願いしたいと思います。